

青梅市立小規模特別認定校設置要綱

1 目的

この要綱は、豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくり等を目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定にもとづき、就学すべき学校（施行令第5条第2項の規定にもとづき指定された小学校および中学校。以下「指定小学校等」という。）の指定を変更する制度（以下「小規模特別認定校制度」という。）を導入することに伴い、青梅市立小規模特別認定校の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校

小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校（以下「小規模特別認定校」という。）は、青梅市立成木小学校および青梅市立第七中学校とする。

3 小規模特別認定校への入学または転入学

小規模特別認定校への入学または転入学については、保護者の申請にもとづき、当該校に就学指定校を変更することにより認めるものとする。

4 就学募集および定員

小規模特別認定校制度による就学募集をすることならびに募集する学年および就学定員については、当該校の児童・生徒数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

5 就学要件

申請を行なおうとする保護者は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

(1) 青梅市内に住所を有し、指定小学校等に就学している児童もしくは生徒または就学を予定している児童もしくは生徒の保護者であること。

(2) 保護者は、児童または生徒が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。

(3) 保護者は、当該校の教育活動、PTA 活動などについて理解し、協力すること。

(4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。

6 就学の時期および期間

(1) 小規模特別認定校に就学する時期は、毎年4月1日とする。

(2) 小規模特別認定校制度により就学する児童または生徒は、小学校または中学校を卒業するまで当該小規模特別認定校に就学するものとする。

(3) 第3項および前号の規定にかかわらず、教育委員会は、児童、生徒または保護者の事情により小規模特別認定校への就学が困難になったと認める場合には、指定小学校等へ復帰させることができる。

7 募集方法等

第3項および第4項の申請方法、時期、申請書類および募集方法、入学の決定等に関する事項は、募集する年度ごとに別に定める「青梅市立小・中学校小規模特別認定校児童・生徒募集要項」により、対応、処理するものとする。

8 実施時期

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。